

広島県告示第五百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市安佐北区三入南一丁目及び同市安佐北区可部町大字桐原地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	根谷川支川（一一五〇）	土石流	根谷川支川（一一五〇）	土石流
	桐原川支川一四（六二七）	土石流	桐原川支川一四（六二七）	土石流
	桐原川支川一九（一一四七）	土石流	桐原川支川一九（一一四七）	土石流
	桐原川支川一八（一一四六）	土石流	桐原川支川一八（一一四六）	土石流
	桐原川支川一八（一一四六隣）	土石流	桐原川支川一八（一一四六）	土石流
	根谷川支川八八（一一三八）	土石流	根谷川支川八八（一一三八）	土石流
	桐原川支川三（五三四三）	土石流	桐原川支川三（五三四三）	土石流
	桐原川支川一七（一一四五隣）	土石流	桐原川支川一七（一一四五隣）	土石流
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
区域の表示	区域の表示	区域の表示	区域の表示	
区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。